

匝瑳市国民健康保険運営協議会 会議録

一、 日時 平成二十年二月二十一日

一、 場所 匝瑳市役所 議会棟 二階 第三委員会室

委員定数

被保険者代表四名、保険医代表四名、公益代表五名

(出席委員) 宇井一夫、片岡工、飯島長男、増田知子、檜垣進、椎名栄次、

平野茂、布施道子、江波戸義治、向後英夫、及川和俊、小川嘉幸

(欠席委員) 石井精一、君塚辰夫

(市側出席者) 市長(江波戸辰夫)、市民課長(石橋春雄)、税務課長(伊知地良洋)、

市民室長(大宮秀男)、健康管理課長(大木公男)、同副主幹(江波戸保)、

同保健師(山本貴世江)、市民課主幹(野澤英一)、同主査補(佐藤貴美江)

議事及び概要

諮詢事項

第一号 匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について

第二号 平成二十年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算(案)について

その他

一 平成二十年度からの制度改正等について

ア 後期高齢者医療制度の施行について

イ 特定健康診査の実施について

開会(午後二時五十七分)

事務局(室長) ただ今から、平成十九年度匝瑳市国民健康保険運営協議会を開催します。開催にあたりまして市長よりごあいさつ申し上げます。

江波戸市長

(挨拶)

事務局(室長) ありがとうございました。

ここで、本日出席しております健康管理課の職員をご紹介します。

課長の大木公男と保健師の山本貴世江です。

後ほど会議次第(二)その他①平成二十年度からの制度改正等についてのイの特定健康診査の実施について説明していただきます。

事務局（室長）

それでは、議事に入りますが、国民健康保険条例施行規則第六条によりまして、会長が議長を務めることとなつておりますので、向後会長さん、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

委員の皆様方におかれましては、寒さなお厳しい中、また、「多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます」とうございました。

それでは、規則によりまして、議長を務めさせていただきます。本日の議題も大変、大事な議案でございますので議事進行に協力くださいますようよろしくお願ひいたします。

本日の出席委員は、十三名で過半数に達しておりますので会議は成立了しました。

議事録署名人の選出でございますが、今回は被保険者代表の宇井一夫委員と公益代表の江波戸義治委員にお願いいたします。

本日の議事でございますが、諮問第一号「匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)」及び諮問第二号「平成二十年度匝瑳市民健康保険特別会計予算(案)について」「その他」であります。それでは、諮問第一号「匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)」について事務局の説明を求めます。

事務局（主幹）

それでは、匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について御説明いたします。

（内容説明）

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。質疑に入れます。質疑を許します。何かござりますか。

（委員挙手）

委員

葬祭費について減額の五万円ということだが実際には厳しいですね。決まったことなので仕方ないですが。

議長（会長）

事務局の回答はよろしいですか。

委員

はい。結構です。意見として言わせていただきました。

議長（会長）

他に何かございますか

(委員挙手)

委員

葬祭費を支給した件数をお願いします。

事務局（主幹）

平成十八年度が三百九十七件、平成十九年度は一月末現在で三〇五件です。これは、国保の被保険者の件数です。

議長（会長）

他にどうでしょうか。

（委員挙手）

委員 七十歳から七十四歳までの一部負担金十分の二の一割凍結はいつまでですか。

事務局（主幹）

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十日までです。

委員

わかりました。

議長（会長）

他にどうでしょうか。

（委員挙手）

委員

五条の一部負担が十分の三の現役並みの所得とはどの位なのか。

事務局（主幹）

同一世帯で、課税所得百四十五万円以上の人がある七十歳以上の人ですが、二人以上いる場合は収入要件がありまして二人以上で収入五百二十万円未満、一人で三百八十三万円未満であれば自己負担は一割です。

課税所得だけでなく、収入状況も見て負担割合が決まります。

委員

わかりました。

（委員挙手）

委員

乳幼児医療については、未就学児まで的一部負担金が二割の対象になるということでおいいですね。

事務局（　主幹）

そのとおりです。確認の意味で説明しますが、実務上は、乳幼児医療助成制度を行つてゐるので、現在は四歳未満については入、通院とも、四歳以上未就学児については入院のみの窓口負担はありません。

議長（　会長）

他にどうでしょうか。

質疑がないようなのでお諮りいたします。

諮問第一号「匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)」について質疑を打ち切ることに異議はありませんか。

（全員異議なし）

議長（　会長）

異議なしと認めこれにより質疑を打ちります。

これより採決に入ります。

諮問第一号「匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)」について承認される方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（　会長）

挙手全員でありますので諮問第一号「匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)」は原案のとおり承認されました。  
続きまして、諮問第一号「平成二十年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算(案)」について事務局の説明を求めます。

事務局（　課長）

それでは、平成二十年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算(案)についてご説明いたします。

（内容説明）

事務局（　課長）

税務課より歳入予算の国保税の部分についてご説明いたします。

（内容説明）

議長（　会長）

事務局の説明が終わりました。質疑に入れます。何かござりますか。

（　委員挙手）

委員

財政調整基金について、平成二十年度末の残高はどのくらいにな

るのか伺いたい。

事務局（　主幹）

平成十九年度末の残高が積立なしと想定して二億六千五百万円位になります。取り崩しを一億千百九十九万七千円予定していますので平成二十年度末の残高は、五千三百万円ほどになります。

委員

平成二十一年度は財政運営がかなり厳しくなると思われるが。

事務局（　主幹）

今年度の剩余金はどのくらい出るかわかりませんが、出ないと想定すると残高は五千万円程度となるので運営は厳しくなります。  
しかし、平成二十年度は大きな制度改革の中での予算編成であり、運営していく段階で、もう少し細かい運営ができると思っていますので、二十年度末には実際にはもう少し残高が出るかも知れません。  
いずれにしても厳しい状態ということに変わりはありません。

議長（　会長）

他にどうでしょうか。

（　委員挙手）

委員

税務課長に伺います。

全国の収納率はどのくらいですか。

事務局（　課長）

都市部のほうが収納率は上がっています。東京、大阪は九十パーセント行っています。地方の方が収納率は低いです。千葉県は全国で見ると下のほうです。

委員

一般会計からの繰り入れはどのくらいですか。

事務局（　課長）

千葉県でも約半数以上は一般会計から繰り入れをしています。課税率を下げて収納率を上げている形なので、都會の収納率が良い理由はそこから言えると思います。収納率自体は全国さほど変わりはないと思われます。調整が入るとお金のある都市部が良くなります。

委員

収納率を上げるために滞納者にはペナルティを与えていましたね。

国は財政難により補助金をカットしてきています。これからますます減っていくのではないか。所得の低い地方で収納率を上げるのは実際に厳しいだろう。難しい問題ですね。

事務局（　　課長）

今、実施しているのは短期の保険証と資格証の交付です。給付制限については匝瑳市では行つていません。

ご存じのとおり、国民健康保険の課税の面から見ますと所得が無い方であつても、課税はされます。所得のある方が税を納めるのは可能ですが、所得の無い方が均等割り、平等割を納める」とは實際には厳しい話です。毎年繰り返されることなのでおのずと滞納額は増えています。制度的矛盾点を抱えた保険制度になつてゐる状態といえます。国には所得のない方について、調整交付金の中で算定していますが、その方が医療にかかるわけではないので、歳入については先細りになつてしまします。非常に厳しい運営となつていています。

委員

軽減はどのような状況ですか。

事務局（　　課長）

平成十八年度についてですが六割軽減が一千五百九十二世帯で約三割、四割軽減が四百六十世帯です。両方合わせて三割以上軽減している状況です。この数字は毎年増えています。

議長（　　会長）

他にどうでしょうか。

委員

高額療養費の支給件数を教えてください。

事務局（　　主幹）

平成十八年度は三千百二十件、平成十七年度は三千百三十件、平成十六年度は二千八百十九件と平均三千件前後です。

議長（　　会長）

他にどうでしょうか。

（　　委員挙手）

委員

一つの病気で月をまたがつて入院した場合は、合計金額で対象にならないのか。

事務局（　　主幹）

月の始めから月末までで計算しますので合計での支給にはなりません。相談を受ける時がありますが制度上対象になりませんのでご了解をいただきたいと思います。

委員

収納率を教えていただきたい。

事務局（　　課長）

一月末時点で現年分は七八・〇四です。前年度に比べ〇・二一のアップです。滞納分は九・七三で前年度に比べ〇・八八のアップになっています。

委員

事務局は大変だと思うが、我々も協力するので今後ともよろしくお願ひします。

議長（　　会長）

他にどうでしょうか。

ご意見が無いようですので質疑を打ち切ります。これにより採決に入ります。

諮問第二号「平成二十年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算(案)」について承認される方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（　　会長）

ありがとうございました。

挙手全員により諮問第二号「平成二十年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算(案)」は原案のとおり承認されました。

次にその他に入ります。

事務局の説明を求めます。

事務局（　　主幹）

四月に施行されます後期高齢者医療制度について説明させていただきます。

（内容説明）

議長（　　会長）

何か質問、意見等ありませんか。

（　　委員挙手）

委員

旭市と比べると、均等割りが高いが。

事務局（　　課長）

平成十五年から十八年の三ヵ年の医療費の千葉県平均は六十一万九千円で、それよりも二十パーセント以上乖離している（低い）医療費の市町村が四市町村あり、匝瑳市はその一市です。匝瑳市の医療費平均は四十六万七千円で県平均よりも二十四・六パーセント低いので県内均一ではなく不均一保険料となります。

旭市は二十六・九八パーセント低いので匝瑳市よりも少し低い保険料となります。

委員 後期高齢者の保険証は個人に送られるのですか。

事務局（主幹） 遅くても三月二十日頃までに個別に配達記録郵便で市を経由して広域連合より送付されます。

（委員挙手）

委員

保険料の算定について、被保険者以外の家族の所得は、子（世帯主）の所得は均等割の判定に反映されるが、子の妻の所得は反映されないので不公平に感じるが。

事務局（主幹） おっしゃるとおりだが、制度上ご理解いただきたい。

世帯構成で何通りもの計算方法があると思われます。

（委員挙手）

委員

年金は金額が決まっているが、保険の満期等で一時的に収入が多く発生した場合はどうなるか。

事務局（課長） その年は当然、影響してきます。

委員

出生の数（出産育児一時金）を教えていただきたい。

事務局（主幹）

平成十八年度は九十八件、十七年度は九十三件、十六年度は九十六件です。これは国保の被保険者のみの件数です。国保の加入率が約五十四ペーセントなので、ほぼ倍の出生数になると思います。

議長（会長） 他に意見ありませんか。

無いようですので次に、特定健康診査の実施について事務局の説明をお願いします。

事務局（課長） その前に、地方税法改正に伴う条例の改正について説明させていただきます。

(内容説明)

議長（会長）

ただいまの説明で、何かご質問ありましたらどうぞ。  
無いようですので次に進みます。特定健康診査の実施について事務  
局より説明をお願いします。

事務局（課長）

それでは、お手元の匝瑳市特定健康診査等実施計画について説明  
いたします。  
特定健診については、すでにご案内のとおり平成十八年に行われま  
した医療制度改革の一環として、現在老人保健制度の中で行わ  
れています医療以外の事業ということで健康診査が実施されてい  
ますが、これが新たな法律「高齢者医療確保法」に基づいて実施さ  
れることになります。

この計画の実行により、メタボリックシンドロームの該当者を平  
成二十七年度までに二十五パーセント減少させることが最終的な目  
標となります。

それでは、計画書の構成内容を「説明します。

(内容説明)

議長（会長）

では、事務局の説明が終わりましたのでこの件についてご質問等  
ありましたらお願いします。

（委員挙手）

委員

受診率、平成十九年度は三十八パーセントで、二十年度目標が四  
十三パーセントで平成二十四年度には六十五パーセントとともに高  
い目標を立てているが無理ではないか。

これまで三十年位、色々努力されて住民健診を行っているが受診  
率が上がらない中で、どのようにして受診率を上げていくのか。

対象者一万五千五百人の中には既に高血圧等で治療中の人もいるはず。  
医療機関にかかるいない人をいかに掘り起こすかが大事だと思  
うがいずれにしてもかなり厳しいのではないか。  
健診期間も二か月では短すぎる。

事務局（課長）

委員のおっしゃるとおりだと思います。

平成二十四年度の目標数値は国の参酌標準が示されているので、実際には厳しいところですが、今後、治療中の人の把握や、休日や夜間に健診を行うなど健診機関と実施方法の検討をし、出来るだけ目標数値に近づくよう努力していきたいと思つていますので、「」理解いただきたいと思います。

議長（会長） 他にどうでしようか。

意見が無いようでしたら「」で質疑を打ち切りたいと思います。

事務局、他に何か報告ありますか。

ありません。

事務局

議長（会長）

以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。

皆様の御協力に心から感謝申上げます。本日は大変お忙しい中にもかかわらずご出席いただきまして、また、慎重審議ありがとうございました。

皆様におかれましてはまだまだ寒い日が続きます。「」自愛いただきた上さらなる「」活躍を「」記念申し上げましてお礼とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。以上で解散といたします。

閉会（午後四時四十二分）